

最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムの 事後評価の実施について

平成 26 年 6 月 5 日
革新的研究開発推進会議

最先端研究開発支援プログラム(以下「FIRST」という。)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「NEXT」という。)については、規程^{※1,2}により、研究課題の事後評価及び研究開発プログラムの事後評価を平成 26 年度に行うこととしている。事後評価の実施に当たっては、これらの規程を踏まえつつ、以下の考え方で実施することとする。

※1 「最先端研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の具体的な運用について」
(平成 23 年 7 月 29 日総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議決定)

※2 「最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の具体的な運用について」(平成 23 年 7 月 29 日総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議決定)

1. 基本的考え方

平成 25 年度末で終了した FIRST 及び NEXT は、時限的ではあるが、総合科学技術会議が主導した省庁横断の先駆的な研究開発プログラムであり、事後評価を行うに当たっては、単なる研究開発成果の事後的な評価に留まらず、当初意図した政策的な意義に照らし、プログラムの制度的な観点からも十分評価することが重要である。

一方で、FIRST については、平成 26 年 2 月に平成 24 年度のフォローアップを、NEXT については、平成 25 年 12 月に中間評価を、それぞれ外部有識者の協力を得て取りまとめたところであり、それらの結果も活用した効果的・効率的な評価を実施することが重要である。

2. 実施方針

FIRST 及び NEXT の研究課題の事後評価及びプログラムの事後評価は、以下の観点から行う。

(1) 研究課題の事後評価

当初目標どおりの成果が得られたか、成果の波及効果、社会還元の状況、今後の見通しなど。

(2) プログラムの事後評価

プログラム全体としての目的の達成度、制度設計の妥当性など。

3. 実施体制

(1) 外部評価委員会の設置

これまでの中間評価や各年度のフォローアップにおいては、客観的、専門的な視点からの検討が可能となるよう外部有識者の参加協力を得つつ実施していたが、事後評価においては、更にその客観性及び公正性を高めるため、革新的研究開発推進会議(以下「推進会議」という。)の下に、外部評価組織として、「FIRST 外部評価委員会」及び「NEXT 外部評価委員会」を新たに設置する。

① 構成

外部評価委員会の構成員の選定に当たっては、過去のフォローアップや評価の継続性に留意し、更に以下の構成案にも留意しつつ、別に定める最先端プログラム評価・フォローアップ会合にて決定する。

(外部評価委員会に参画を求める外部有識者の構成案)

- ・ 研究開発の達成状況等を的確に評価できる有識者
 - ・ FIRST・NEXT の政策的意義に知見を有する識者
 - ・ 研究開発支援、研究開発マネジメントに知見を有する識者
 - ・ 知的財産権、国際標準化に知見を有する識者
 - ・ 大学における研究開発環境に知見を有する識者
 - ・ 女性研究者代表
 - ・ 若手研究者代表
- など

② 役割

外部評価委員会は、当該領域の研究課題について、書面レビューやヒアリング等により、研究課題及びプログラムの事後評価に係る所見を作成し、外部評価報告書として取りまとめ、推進会議に提出する。

(2) 評価プロセス

推進会議は、外部評価報告書を踏まえて事後評価案を取りまとめ、総合科学技術・イノベーション会議に提出し、総合科学技術・イノベーション会議は、事後評価の内容を決定する。

ただし、NEXT の各研究課題の事後評価は、評価課題が多数となるため、推進会議で決定し、総合科学技術・イノベーション会議に報告するものとする。

なお、事後評価の結果については、これを公表する。

(3) 民間事業者の活用

評価事務の効率化を図るとともに、事務局の負担軽減を図る観点から、評価事務に民間活力の導入を進める。具体的には、評価プロセスにおける各種事務的作業など、情報セキュリティに留意しつつ、民間事業者において適切に実施可能な業務を明確化し、当該業務の外部化を検討する。

4. 最先端プログラム評価・フォローアップ会合の設置

これに定めるほか、評価の視点の検討など、FIRST 及び NEXT の事後評価に係る具体的事項の検討は「最先端プログラム評価・フォローアップ会合」を設置して行う。(別紙)

「最先端プログラム評価・フォローアップ会合」の開催等について

平成 26 年 6 月 5 日
革新的研究開発推進会議

- 1 最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに関するフォローアップ及び評価等については、「革新的研究開発推進会議」の開催等について(平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議議長決定)により、革新的研究開発推進会議で実施することとしているが、その具体的事項は、「最先端プログラム評価・フォローアップ会合」(以下「最先端会合」という。)において検討する。
- 2 最先端会合の構成員は、総合科学技術・イノベーション会議の議員のうち内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者とし、必要に応じて外部有識者を加えることができる。座長は、構成員の合議により定める。
- 3 最先端会合の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、最先端会合の運営に関する事項その他必要な事項は、最先端会合座長が定める。